

泉州精神医療懇話会運営規約

(名 称)

第1条 この会は泉州精神医療懇話会（以下「懇話会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 懇話会は、大阪府地域保健医療推進懇話会設置要綱第8条に定めるところにより、泉州医療圏の精神疾患対策の推進のため必要となる事項の意見交換、懇談等を行うことを目的とする。

(所掌事務)

第3条 懇話会は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 第7次大阪府医療計画に基づく、泉州圏域の精神疾患対策の推進に関すること。
- (2) 泉州圏域の精神医療に関する情報共有及び意見交換。
- (3) その他、泉州圏域の精神医療に関すること。

(組 織)

第4条 次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 精神科病院を代表するもの3名
- (2) 精神科診療所を代表するもの1名
- (3) 地域医師会を代表するもの1名
- (4) 地域歯科医師会を代表するもの1名
- (5) 地域薬剤師会を代表するもの1名
- (6) 救命救急センターを代表するもの1名
- (7) 精神科を標榜する公立病院を代表するもの1名
- (8) 地域活動支援センターを代表するもの1名
- (9) その他、事務局が必要と認めるもの

(事務局)

第5条 懇話会の事務を処理するため、事務局を岸和田保健所に置く。

(役 員)

第6条 懇話会に次の役員を置く。

会 長 1名

副会長 1名

- 2 会長は事務局管内の精神科病院を代表するものとし、副会長は地域医師会を代表するものとする。
- 3 会長は懇話会を進行し、意見を集約する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長が出席できないときは、その職務を代行する。

(役員の仕事)

第7条 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、副会長がその職務を代行する。

(オブザーバ)

第8条 懇話会に、オブザーバを置くことができる。

2 オブザーバは、必要の都度、事務局が招聘する。

3 オブザーバは、懇話会において意見を述べるすることができる。

(会議の公開)

第9条 懇話会は、原則公開とする。

附 則

この規約は、平成30年12月10日から施行する。